

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム

～博士後期課程学生の挑戦を支援する～

令和3年度 公募要領



科学技術イノベーション人材育成部

創発的研究若手挑戦事業推進室

令和3年6月

本事業は、後年度の予算措置を前提に公募を行うものですが、国の財政状況等に鑑み、採択された事業計画の変更等をお願いする可能性があることに留意してください。

# 次世代研究者挑戦的研究プログラム 公募要領のポイント

以下は本公募のポイントとなります。詳細は各章をご確認ください。

## (1)事業の目的・概要：

博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う存在ですが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数及び進学率がいずれも減少傾向にあるなど、危機的な状況が指摘されています。

すなわち、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることに、一刻の猶予もなくなりつつあります。また、このような現状に至る背景の1つとして、我が国の博士課程教育システム自身が、社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革を十分に進められていないという構造的な課題があり、その結果、既存の枠組みを越えた挑戦的・融合的な研究も生まれにくくなっていることなども指摘されています。

本事業は、このような状況を打破するため、上記の①や②を一体として主体的に行う実力と意欲のある大学について、新たに大学の研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜等を行う事業統括を選定し、そのリーダーシップのもと、当該博士後期課程学生に対する様々な支援を実施・展開する大学の取組を国として支援するものです。

上記の観点から、事業統括は1大学につき1名とし、博士後期課程学生の育成に関する確固たる独自の構想と、既存の枠組みを越えた優秀な博士後期課程学生の選抜、並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を、それぞれ確実に実施し得る知見と能力を有する事業統括を厳正な審査の上で選定します。

(事業統括(その所属大学における博士後期課程学生支援の取組を含む)の選定基準については、26ページ参照)

また、当該事業統括により選抜された優秀な博士後期課程学生は、所属元の変更などのポータビリティを担保した上で自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念し(研究成果等のフォローアップも行います)、あわせて当該博士後期課程学生に対しては、生活費相当額及び研究費の支給や、キャリア開発・育成コンテンツ(国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキル(※)の習得、インターンシップ等)をはじめとする様々な支援が提供されます。

なお、これらの取組を円滑に実施するため、事業統括は、自身の業務遂行を支える運営チームを編成することとします。

最後に、本事業は、先に述べた様々な課題を克服するため、大学が主体性をもって優秀な博士課程学生の確保とキャリアパスの拡大に一体的に取り組むことを前提としています。このため、本事業においては、前述の強い危機感の下、実効性のある取組を行う実力と意欲がある実施主体を厳選し、毎年、定期的に取組状況を厳正に審査、公表するとともに、個々の学生の優秀さとは関係のない固定的な配分が行われている、キャリアパスの拡大に目立った進捗が見られない等の取組が不徹底な状況が認められれば、既に支援を受けている学生への支援に配慮しつつ、当該大学等との事業の継続については打ち切りも含めた見直しを行います。また、本事業全体の有効性についても客観的な把握を行い、十分な成果が挙げられるよう、不断の見直しを行います。

(※) 社会人に求められる能力のうち、特に転用・応用可能で、分野や業態を問わず活用するために必要となる汎用性の高いもの

## (2)申請主体及び事業実施機関：

本事業への参画を希望する日本国内の国公立大学（博士後期課程を設置しているものに限る。）は、当該大学の事業統括をあらかじめ決定し、当該事業統括が本事業への申請を行います。

※ 複数大学の所属学生を一括して対象とする等の共同申請も可能です。

## (3)支援内容：

事業統括により既存の学内組織・分野の枠組みを越えて適切に選抜された優秀な博士後期課程学生に対し、生活費相当額及び研究費の支給やキャリア開発・育成コンテンツの提供等を一体的に推進する、各大学における博士後期課程学生支援の取組（以下、「博士後期課程学生支援プロジェクト」）

※ 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況等に関しては、JST から学生に対する直接のフォローアップも含めたモニタリング・評価が実施されます。

## (4)事業統括の公募スケジュール等（予定）：

### 【A 日程】

- ・ 申請締切：7月15日（木）正午【厳守】
- ・ 審査：7月中旬～下旬頃

- ・ 選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：8月以降
- ・ 支援開始：9月頃

【B日程】※A日程の結果、博士後期課程学生の採用枠に残余がある場合のみ

- ・ 申請締切：9月30日（木）正午【厳守】
- ・ 審査：10月上旬～中旬頃
- ・ 選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：10月下旬以降
- ・ 支援開始：11月頃

#### (5)研究分野等：

博士後期課程学生支援プロジェクトが将来の我が国の科学技術・イノベーションの基盤となり、社会課題の解決に資する可能性があるものであれば、研究分野等は指定しません。

- ※ 1大学につき、1件（1名の事業統括）のみ申請が可能です。
- ※ 1プロジェクトにおいて申請できる博士後期課程学生数に上限及び下限はありませんが、事業統括が運営チームとともに責任をもって適切な選抜を実施し、キャリア開発・育成コンテンツ等を遂行し、マネジメントできる人数規模として精査されたものであることが必要となります。
- ※ 1プロジェクトの計画期間は、最大5年度（4年制の場合は最大6年度）とします。

#### (6)人数規模：

令和3年度採用分：最大6,000人

（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

- ※ うち、令和3年度修了者、令和4年度修了者、令和5年度修了者のそれぞれにつき、最大2,000人程度を想定
- ※ 既に別事業により支援を受けている博士後期課程学生（国費外国人留学生制度等による支援を受けている留学生や、所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生を含む。）は、原則として本事業の対象となりませんが、TA・RA活動等の対価を別途受給していても本事業の対象として差し支えありません。

(7)プログラム実施期間：

時限的なプログラムですが、目下、安定的な事業継続を行う予定です。その上で、選定された大学の取組状況や国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく資金（いわゆる大学ファンド）の運用益による支援策の検討等を踏まえて、毎年度、継続を判断していきます。

(8)経費：

生活費相当額及び研究費に対し、研究奨励費等として、助成率 4 分の 3 の支援を行います。博士後期課程学生 1 人あたりの支給額は、290 万円／年を基準（上限額）とし、助成額は最大で約 220 万円／年となります（※ 1）。

このほか、各大学に対して、事業統括配分経費を支給します。事業統括配分経費は、事業統括の独立したイニシアティブによる配分経費として別途措置するものであり、支給対象となる学生数に応じて、1 学生当たり最大で約 70 万円／年に相当する額の合計額を支給します。事業統括は事業統括配分経費の配分方法等を通じて、自身が選抜した博士後期課程学生に対し、本事業の目的に沿い最大限の効果が得られるよう、個別の支援内容の調整を行うことが可能です。

- ※ 1 学部・研究室等によって研究に要する経費に幅があること等を踏まえ、大学の追加支出により支給額が 290 万円／年を超えることも可能とします。
- ※ 2 1 人の博士後期課程学生への支給額は、220 万円／年を下回らない（うち生活費相当額は 180 万円以上／年を確保した上で、研究費も一定額を確保する）こととします。また、生活費相当額の上限は 240 万円／年を基準とします。
- ※ 3 研究奨励費等及び事業統括配分経費の配分は、あらかじめ事業統括が申請し採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて生活費相当額の増額支給を行うことなどはできません。
- ※ 4 事業統括配分経費を合算して、計画よりも支援対象人数を増やすことなどはできません。
- ※ 5 各大学が独自に追加支給を行うことは妨げません。
- ※ 6 助成率等は、本事業の取組状況等に応じて、今後、見直す可能性があります。

(9)応募方法：

申請書の様式等、応募に必要な資料は、公募ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/jisedai/>) か

らダウンロードしてください。応募は「[jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)」宛てに電子メールで提出してください。

# 目次

<b>第 1 章 事業の公募に当たって</b> .....	<b>10</b>
1.1 次世代研究者挑戦的研究プログラムについて .....	10
1.1.1 事業の目的と概要 .....	10
1.1.2 事業の位置づけ .....	11
1.1.3 博士後期課程学生支援プロジェクト .....	12
<b>第 2 章 公募・選考</b> .....	<b>14</b>
2.1 対象となる取組 .....	14
2.2 推進体制 .....	15
2.3 公募期間・選考スケジュール .....	17
2.4 実施期間及び人数規模 .....	18
2.5 支援額 .....	18
2.6 対象となる博士後期課程学生及び支援期間 .....	19
2.7 他事業との重複 .....	19
2.8 研究分野等 .....	20
2.9 応募要件 .....	21
2.10 応募の制限 .....	22
2.10.1 事業内における重複応募の制限 .....	22
2.11 申請方法 .....	23
2.11.1 申請書類 .....	23
2.11.2 提出方法 .....	23
2.12 全体の流れ .....	23
2.12.1 事業の管理・運営 .....	23
2.12.2 事業全体の流れ .....	24
2.13 選考方法 .....	25
2.13.1 選考の流れ .....	25
2.13.2 利益相反マネジメントの実施 .....	25
2.14 審査の観点 .....	26
2.15 各大学の協力事項 .....	28
<b>第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について</b> .....	<b>30</b>

3.1 事業計画の作成、交付申請 .....	30
3.2 交付 .....	30
3.3 経理 .....	30
3.4 研究奨励費等及び事業統括配分経費 .....	30
3.4.1 研究奨励費等及び事業統括配分経費の用途 .....	31
3.4.2 直接経費として支出できない経費の例 .....	32
3.4.3 間接的経費 .....	33
3.5 評価 .....	33
3.6 事業統括の責務等 .....	33
<b>3.7 大学等の責務等 .....</b>	<b>34</b>
<b>第 4 章 応募に際しての注意事項 .....</b>	<b>37</b>
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	37
4.2 不正使用及び不正受給への対応 .....	38
4.3 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	40
4.4 関係法令等に違反した場合の措置 .....	40
4.5 間接的経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	41
4.6 繰越について .....	41
4.7 費目間流用について .....	41
4.8 共用促進について .....	41
4.9 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	42
<b>4.10 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....</b>	<b>43</b>
<b>4.11 競争的研究費改革について .....</b>	<b>44</b>
4.12 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ...	44
4.13 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	45
4.14 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	48

## 第 1 章 事業の公募に当たって

### 1.1 次世代研究者挑戦的研究プログラムについて

#### 1.1.1 事業の目的と概要

博士後期課程学生は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う存在ですが、近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、修士課程から博士後期課程への進学者数及び進学率がいずれも減少傾向にあるなど、危機的な状況が指摘されています。

すなわち、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることに、一刻の猶予もなくなりつつあります。また、このような現状に至る背景の1つとして、我が国の博士課程教育システム自身が、社会のニーズの変化を踏まえた戦略的な変革を十分に進められていないという構造的な課題があり、その結果、既存の枠組みを越えた挑戦的・融合的な研究も生まれにくくなっていることなども指摘されています。

本事業は、このような状況を打破するため、上記の①や②を一体として主体的に行う実力と意欲のある大学について、新たに大学の研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜等を行う事業統括を選定し、そのリーダーシップのもと、当該博士後期課程学生に対する様々な支援を実施・展開する大学の取組を国として支援するものです。

上記の観点から、事業統括は1大学につき1名とし、博士後期課程学生の育成に関する確固たる独自の構想と、既存の枠組みを越えた優秀な博士後期課程学生の選抜、並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を、それぞれ確実に実施し得る知見と能力を有する事業統括を厳正な審査の上で選定します。

また、当該事業統括により選抜された優秀な博士後期課程学生は、所属元の変更などのポータビリティを担保した上で自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念し、あわせて当該博士後期課程学生に対しては、生活費相当額及び研究費の支給や、キャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）をはじめとする様々な支援が提供されます。若手研究者としての各学生の研究成果等のフォローアップも行います。

なお、これらの取組を円滑に実施するため、事業統括は、自身の業務遂行を支える運営チームを編成することとします。

### 1.1.2 事業の位置づけ

本事業は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 に基づく特定公募型研究開発業務として、創発的研究推進基金の活用により実施するものであり、また、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 23 条第 6 号に掲げる業務について、同法第 27 条第 1 項の規定に基づく資金（いわゆる大学ファンド）運用益の活用に関与した取組として行うものです。

【参考 1】科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）  
(抄)

(基金)

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2・3 (略)

【参考 2】国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）(抄)

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の

研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

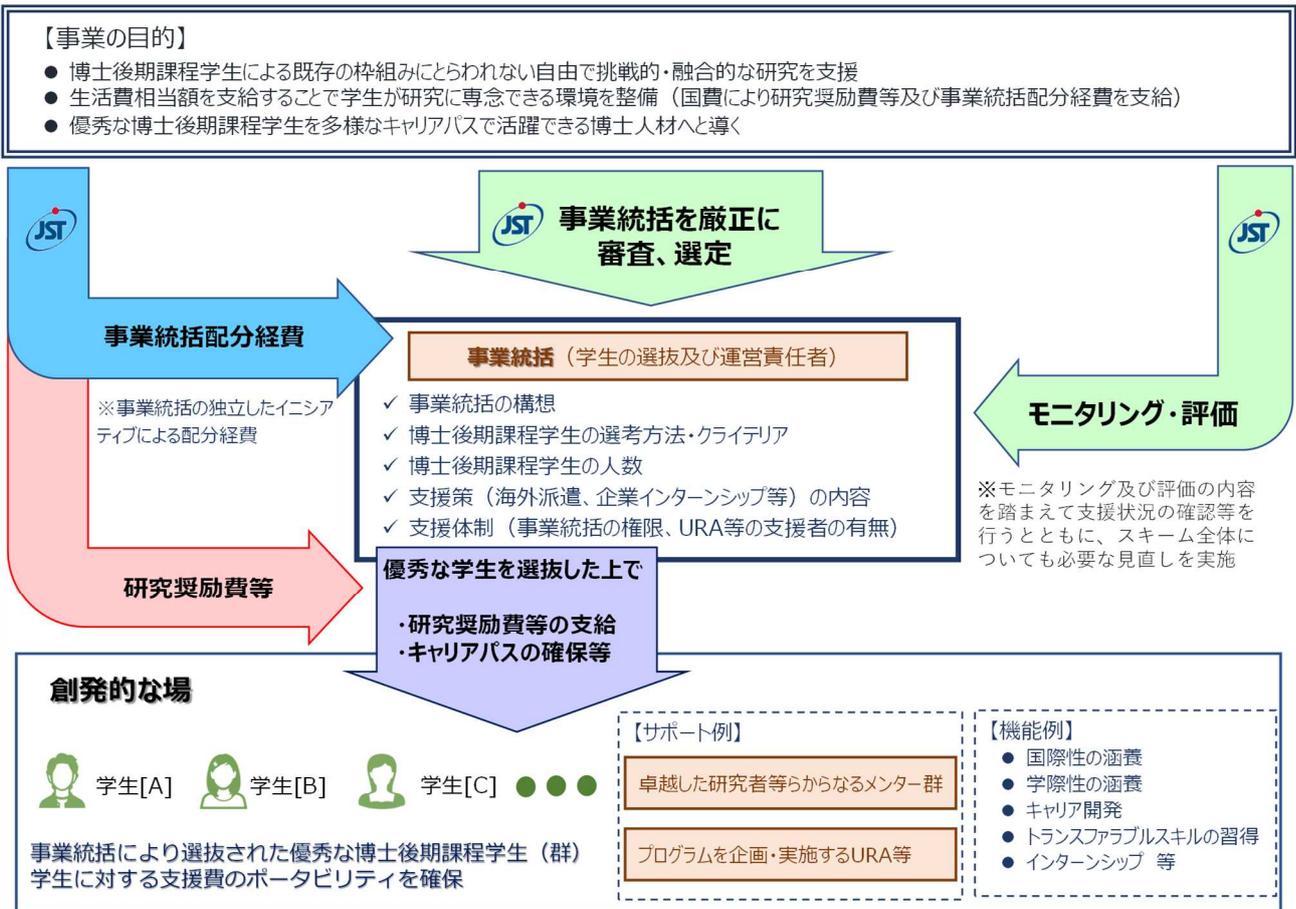
七～十二 (略)

### 1.1.3 博士後期課程学生支援プロジェクト

博士後期課程学生支援プロジェクトとは、事業統括のもとで各大学において実施される博士後期課程学生支援の取組を総称するものであり、個々の博士後期課程学生ならびに学生の実施する研究とキャリア開発・育成コンテンツが一体的にマネジメントされることで、博士後期課程学生を様々なキャリアパスにおいて活躍できる博士人材へと導くことを目的とするものです。個々の学生による活動だけでは実現できない研究力向上や研究者能力開発の成果を得るために事業統括はリーダーシップを発揮し、学生を相互に刺激し、キャリア開発・育成コンテンツを有効に活用するようなマネジメントを行うことで、卓越した博士人材を輩出することが期待されます。

なお、本プログラムでは、「研究奨励費等」及び「事業統括配分経費」を措置しますが、これは博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて個々の博士後期課程学生へ支給される研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の原資として措置されるものであり、いわゆる大学の事務経費等に充てることはできず、また別途事務経費等の措置もありませんのでご注意ください。

## 次世代研究者挑戦的研究プログラム



## 第 2 章 公募・選考

### 2.1 対象となる取組

以下 2 つの取組を総称した「博士後期課程学生支援プロジェクト」を対象とします。

#### 1) 博士後期課程学生による研究

指導力に優れ人望の厚い事業統括のもと選抜された優秀な博士後期課程学生が、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を実施します。この環境確保に必要となる経費として、「研究奨励費等」及び「事業統括配分経費」を JST から大学に助成します（詳細は 3.4 を参照）。

- 博士後期課程学生が実施する研究について、融合性が高いことが望まれますが、博士後期課程学生支援プロジェクトの初期段階から融合性を求めることが困難なケースも考えられます。本事業による助成は創発的研究推進基金を通じて行われるものであり、同基金の趣旨を踏まえ、プロジェクトの推進を通じ、個々の学生が学際性や国際性を高める、あるいは産業界の視点を取り入れる等の幅を広げることにより、幅広い視野から俯瞰的に物事を視る能力を習得し、その結果、研究テーマが融合性の高いものへと発展していくことが求められます。
- 若手研究者でもある博士後期課程学生は、自由な発想をもって挑戦的に研究を実施することが望まれます。事業統括は、このような学生の挑戦的な姿勢を阻害せず、より大きく可能性を広げていくようなマネジメントを実施することが求められます。

#### 2) 大学によるキャリア開発・育成コンテンツ

大学は、博士後期課程学生支援プロジェクトを効果的に実施するため、創発的な場を提供するキャリア開発・育成コンテンツ（国際性の涵養（例：短期留学・海外派遣研修の実施等）、学際性の涵養、キャリア開発、トランスファラブルスキルの習得、インターンシップ等）を実施します。なお、経費の内容により、学生に支給される研究費の一部を活用することも想定しています。

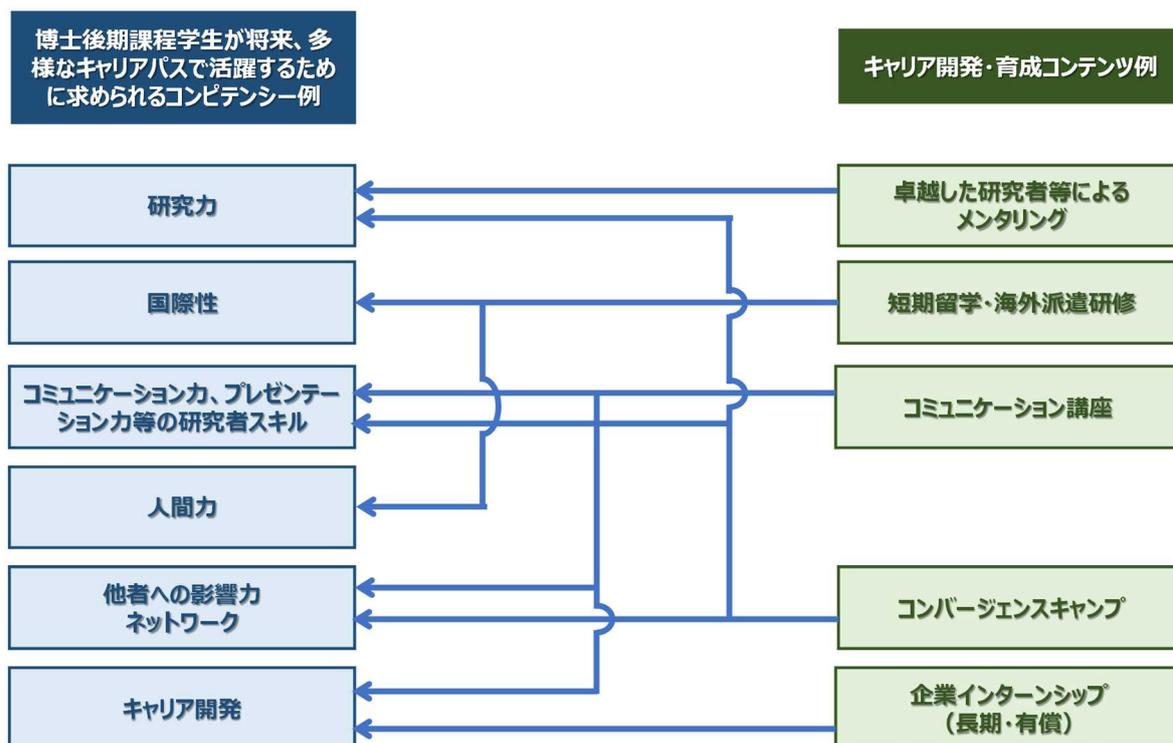
（詳細は 3.4 を参照）

- キャリア開発・育成コンテンツは、博士後期課程学生に対して創発的な場を提供する等により、博士後期課程学生が将来、多様なキャリアパスにおいて活躍するために求められるコンピテンシー（※）を育成する取組です。

（※）職務や役割における基礎的な能力や専門知識・技術、ノウハウなど、優秀な成果を発揮するための行動特性

- これまで、各大学において整備してきたキャリア支援プログラム、大学院における副専攻プログラム等を活用し、事業統括のもと、これらを更に発展させることを想定しています。また、発展させたコンテンツ等が本事業の対象となっていない学生やポスドク等に展開されることにより、大学における研究者の能力開発につながっていくことが望めます。
- また、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による国際的な融合研究拠点や、センター・オブ・イノベーション（COI）事業等の拠点事業におけるマネジメントシステム等を活用する、あるいはリーディング大学院、卓越大学院、人材育成コンソーシアム等において開発された育成プログラム等を移植する等、他事業で得られた成果やノウハウを導入し、更に発展させることも期待されます。

キャリア開発・育成コンテンツの例



2.2 推進体制

各大学においてあらかじめ指名された事業統括が、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想のもと、専門分野の異なる博士後期課程学生の研究と相互触発（マルチディシプリナリー）を推進します。また、各大学は、キャリア開発・育成コンテンツを実施するため、事業統括のもとに運営チーム（※）を構築することが求められます。運営チームは、既存のキャリア支援のための組織や産

学連携のための組織等を活用することも想定されますが、本事業の趣旨を踏まえ、部局横断的な組織であることなどが求められます。また、これら既存の組織と兼務することは妨げませんが、その場合であっても事業統括のもとバーチャルな体制を構築することが求められます。

(※) 運営チームの例： URA や技術職員等の専門職を含めた他の教職員、産業界からの外部有識者等によるキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施組織等。

### (1)事業統括

各大学においてあらかじめ指名された事業統括は、学生の選抜及び運営責任を担い、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想、博士後期課程学生の選抜方法や選抜計画、キャリア開発・育成コンテンツ（海外派遣、企業インターンシップ等）の内容、運営チーム（プロジェクト統括の権限、URA 等の支援者の配置等）の中長期的な計画を立て、活動を推進することとします。

### (2)事業統括に対する大学の役割

各大学は、事業開始時点で当該大学に所属する者のうち 1 名について、事業統括としてあらかじめ任命します。

あわせて、各大学においては、事業統括の円滑な業務遂行に資するよう、本事業の実施に関する事業統括の学内での地位・権限等を明確化するほか、事業統括に対して既存の枠組みを越えた全学レベルでの協力・支援が確保される体制を構築し、これを確実に担保していくことが求められます。

### (3)共同申請

既存の枠組みを超えて研究者を融合させ、挑戦性を伸張すべく、理科系の単科大学と文化系の単科大学の連携等、複数大学の連携による共同申請も推奨されます。共同申請を行う場合、以下の事項の遵守が必要です。

- ① 共同申請を行う各大学が各大学の事業統括をあらかじめ選定し、各事業統括は連携して他大学における学生の選抜にも主体的に参画する等、博士後期課程学生支援プロジェクト全体を協力して主導すること。
- ② 共同申請を行う事業統括のうち 1 名を主幹事業統括、主幹事業統括が所属する大学を主幹大学とし、主幹大学は事務等に関する全体調整の役割を果たすこと。
- ③ 上記①、②について、連携する全大学が合意していることを明らかにするため、採択後 3 ヶ月以内を目処に大学間で協定等を締結し、JST に報告すること。
- ④ JST からの交付は、各大学へ行きます。交付申請書に添付する博士後期課程学生支援プロジェ

クト基本計画は同一のものとし、同基本計画に複数大学の連携による実施であることを記載すること。

### (4)キャリア開発・育成コンテンツの連携実施

共同申請を行わない大学間においても、キャリア開発・育成コンテンツを効率的に実施する等の理由により、キャリア開発・育成コンテンツの複数大学の連携による連携実施が可能です。その場合の取り扱いは以下のとおりです。

- 応募時は採否が未定であることから、キャリア開発・育成コンテンツの連携実施を前提とした申請はできません。
- 採択決定後、以下の事項を満たす場合は、当事者間の合意によりキャリア開発・育成コンテンツを連携実施することを可能とします。
  - ✓ 申請時におけるキャリア開発・育成コンテンツの内容を逸脱していないと JST が認めること。
  - ✓ 各博士後期課程学生支援プロジェクトにおける事業統括のガバナンスを阻害しないと JST が認めること。

## 2.3 公募期間・選考スケジュール

選考スケジュールは、以下の 2 つの日程を予定しています。

- ※ B 日程については、A 日程での採択の結果、博士後期課程学生の採用枠に残余がある場合のみ実施します。
- ※ A 日程に申請して不採択となった場合に、計画の見直しを行った上で再度 B 日程に申請することも可能です。
- ※ スケジュールは予定であり、変更の可能性もありますのでご注意ください。

### 【A 日程】

- ・ 申請締切：7月15日（木）正午【厳守】
- ・ 審査：7月中旬～下旬頃
- ・ 選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：8月以降
- ・ 支援開始：9月頃

【B 日程】 ※A 日程の結果、博士後期課程学生の採用枠に残余がある場合のみ

- ・申請締切：9月30日（木）正午【厳守】
- ・審査：10月上旬～中旬頃
- ・選定結果決定・通知・発表、事業統括による博士後期課程学生の選抜：10月下旬以降
- ・支援開始：11月頃

## 2.4 実施期間及び人数規模

実施期間：時限的なプログラムですが、目下、安定的な事業継続を行う予定です。その上で、選定された大学の取組状況や国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）第27条第1項の規定に基づく資金（いわゆる大学ファンド）の運用益による支援策の検討等を踏まえて、毎年度、継続を判断していきます。

対象となる学生：令和3年度採用分 最大6,000人

（博士後期課程学生1年（秋入学を含む）、2年、3年、4年（4年制のみ）の合計）

- ※ うち、令和3年度修了者、令和4年度修了者、令和5年度修了者のそれぞれにつき、最大2,000人程度を想定
- ※ 令和4年度以降の採用枠は、前年度からの継続分とあわせ最大6,000人規模を想定するものの、事業統括及び大学の取組状況や予算の状況等を踏まえ、毎年度、検討します。
- ※ なお、博士後期課程学生支援プロジェクトの計画期間は、最大5年度（4年制の場合は最大6年度）とします。

## 2.5 支援額

生活費相当額及び研究費に対し、研究奨励費等として、助成率4分の3の支援を行います。博士後期課程学生1人あたりの支給額は、290万円／年を基準（上限額）とし、助成額は最大で約220万円／年となります（※1）。

このほか、各大学に対して、事業統括配分経費を支給します。事業統括配分経費は、事業統括の独立したイニシアティブによる配分経費として別途措置するものであり、支給対象となる学生数に応じて、1学生当たり最大で約70万円／年に相当する額の合計額を支給します。事業統括は事業統括配分経費の配分方法等を通じて、自身が選抜した博士後期課程学生に対し、本事業の目的に沿い最大限の効果が得られるよう、個別の支援内容の調整を行うことが可能です。

- ※1 学部・研究室等によって研究に要する経費に幅があること等を踏まえ、大学の追加支出により支給額が290万円／年を超えることも可能とします。

- ※ 2 1人の博士後期課程学生への支給額は、220万円／年を下回らない（うち生活費相当額は180万円以上／年を確保した上で、研究費も一定額を確保する）こととします。また、生活費相当額の上限は240万円／年を基準とします。
- ※ 3 研究奨励費等及び事業統括配分経費の配分は、あらかじめ事業統括が申請し採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて生活費相当額の増額支給を行うことなどはできません。
- ※ 4 事業統括配分経費を合算して、計画よりも支援対象人数を増やすことなどはできません。
- ※ 5 各大学が独自に追加支給を行うことは妨げません。
- ※ 6 助成率等は、本事業の取組状況等に応じて、今後、見直す可能性があります。

### 2.6 対象となる博士後期課程学生及び支援期間

令和3年度時点で下記のいずれかの大学院博士課程に在籍する者が支援対象となります。

- ①区分制の博士後期課程（第1年次～第3年次相当）に在学する者
  - ②一貫制の博士課程（第3年次～第5年次相当）に在学する者
  - ③後期3年の課程のみの博士課程（第1年次～第3年次相当）に在学する者
  - ④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程（第1年次～第4年次相当）に在学する者
- ※ 支援期間は最大3年間（4年制の場合は4年間）とし、これ以前であっても在学期間が3年間（4年制の場合は4年間）を超える場合は、以降の期間は支援の対象となりません。ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします。年齢要件は特に設けないものとします。

### 2.7 他事業との重複

本事業は、優秀な博士後期課程学生に対する経済的支援の充実等を図るものであり、その背景には、本年3月に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画に記載されているとおり、優秀な学生が経済的な側面やキャリアパスへの不安等の理由から博士後期課程への進学を断念する状況が、中長期的に我が国の競争力を削いでいるという危機感があります。この状況を打開する上では、本事業において、優秀な学生が適切に選抜されるべきことに加えて、当該学生に対する公的な支援として国民の理解が得られるよう、その支援内容の妥当性・透明性が求められます。

こうした観点から、本事業においては、対象学生を設定することとしており、具体的には、下記の

項目に該当する博士後期課程学生については、重複受給等を避ける観点から、本事業の対象とならないものとします。

- 文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の対象学生
- 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（※1）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生

- 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

※1 生活費相当額として十分な水準は、他の事業等を踏まえ、240万円／年を基準とします。

※2 生活費相当額ではなく、研究費を支援する事業等であれば、博士後期課程学生が当該事業等の支援を受けていても、本事業の対象として差し支えありません。

なお、前述した本事業の背景に鑑み、優秀な学生が適切な処遇の下で研究等を進めていくことを奨励する観点から、本事業の対象学生についても、自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等において TA・RA 活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。ただし、当該受給内容及び本事業との重複状況等について、本事業が公的な支援であることに鑑み、事業統括において適切に監督を行い、JST に対する報告等を行うこととなります。

### 2.8 研究分野等

本事業では、博士後期課程学生支援プロジェクトが将来のイノベーション創出に資する可能性があるものであれば、研究分野等は指定しません。大学における研究力向上や博士人材育成の方針や理念、あるいは大学の強みや地域の強み等を考慮しつつ、参加する博士後期課程学生が共通の目標や関心を持つようなプロジェクトの構想を提案してください。

なお、大学における戦略的な重点研究の他、下記の例のような視点から、自然科学や人文・社会科学を含む分野横断型の博士後期課程学生支援プロジェクトの提案も望まれます。

#### 【分野横断的な視点の例】

- 研究領域の創成：多様な分野の博士後期課程学生の結集により、将来、大学において国際的にも先導できるような研究領域の創出とそれを担う研究者の育成を目指す。
- 社会課題の解決：現在直面している、もしくは将来顕在化すると予想される社会課題に対し、多様なアプローチからその解決に資する初期段階の研究成果を得るとともに、将来的にその社会課題解決に貢献できる研究者の育成を目指す。

- 産学・地域連携：幅広い基礎学問領域を基盤とし、産業界と連携した研究や地域の研究開発や技術力の向上に資する研究を実施する。

- ※ 1 大学につき、1 件（1 名の事業統括）のみ申請が可能です。
- ※ 1 プロジェクトにおける博士後期課程学生数に上限及び下限はありませんが、事業統括が運営チームとともに責任をもって適切な選抜を実施し、キャリア開発・育成コンテンツ等を遂行し、マネジメントできる人数規模として精査されたものであることが必要となります。

## 2.9 応募要件

応募要件は以下のとおりです。

### (1) 事業統括の要件

- a. 事業統括となる博士後期課程学生支援プロジェクト提案者自らが、プロジェクトの構想を有し、その構想を実現するために主体的な役割を果たすこと。
  - b. 事業開始時に日本国内の国公立大学に所属しており、少なくとも令和 4 年度入学の学生が博士後期課程を修了するまでの間、事業統括として博士後期課程学生支援プロジェクト全体の責務を負うことが可能であること。
  - c. 所属研究機関において、研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに終了していること。
- ※ 詳しくは「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

### (2) 大学の要件

- a. 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）  
ただし、博士後期課程を設置しているものに限る。また、学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。
- b. 各大学は、博士後期課程学生の育成プログラム、キャリア開発、相互啓発など、優秀な博士後期課程学生を多様なキャリアパスで活躍できる博士人材へと導く、大学独自の取組を行うことが可能なこと。
- c. 各大学は、本事業に関する事務処理の対応が可能なこと。
- d. 各大学は、参加する博士後期課程学生に対して実施期間中の専攻や研究室の異動等も可能とするポータビリティを確保（※）すること。

(※) 博士後期課程学生の参加形態として、所属する研究室において指導教官のもと研究に従事しつつ、副専攻的に各プロジェクトに参加する形態が考えられます。ただし、学生の研究の進捗により、新たな分野や研究テーマに対する関心が高まるなど、適性に気づく場合も考えられます。また、キャリア開発・育成コンテンツにより視野が広がる等の成長も考えられます。これらにより、柔軟に研究環境を変化させたり、さらには研究テーマを変更したりすることが学生の将来に対し、適切であるケースもあり得ます。このため、参加する博士後期課程学生に対し、学生の希望に応じて以下のような措置を含めた柔軟な対応を採るようにしてください。

- 実施期間中の専攻や研究室の異動、海外・他大学での活動等について、学生から希望する意向が示された場合は、これを基本的に可能とするよう、ポータビリティを確保すること。
- 学生が海外の大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、キャリア開発・育成コンテンツの一環として研究費から旅費を拠出して当該海外大学への派遣機会を提供するなど、可能な範囲で本事業を活用した支援を行うこと。
- 学生が他大学での研究を希望する場合は、その形態や期間等を踏まえた上で、大学間の調整により当該他大学に指導委託をするなど、可能な範囲で本事業の趣旨を踏まえて学生の研究環境の充実を図ること。(この場合、学生の研究費等は、当該他大学に対し支出することになります。)

## 2.10 応募の制限

### 2.10.1 事業内における重複応募の制限

本事業において、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。

- (1) 事業統括として 1 件のみ応募が可能です。
- (2) 共同申請を行う大学間で主幹事業統括と他の事業統括を互いに入れ替え、複数の申請を行うことはできません。
- (3) 同一人物が複数大学の事業統括を兼任することはできません。
- (4) 事業統括として採択された博士後期課程学生支援プロジェクトを実施する大学の別の研究者等が、他大学の事業統括の運営チームに外部委員として参画・協力することは可能です。

## 2.11 申請方法

### 2.11.1 申請書類

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：予算計画書 (excel ファイル)

※ ①②を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 10 MB 以下とすること。

### 2.11.2 提出方法

申請は電子メールにて行っていただきます。申請書類を「jisedai-application@jst.go.jp」宛てに提出してください。電子メールでの提出が困難な場合等、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関において保管してください。

#### ※留意事項

- ・送信メールの件名は「【次世代研究者挑戦的研究プログラム】事業統括所属機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ず PDF 形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計 10MB 以下でお願いします。なお、容量を超える場合は分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から 2 日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。

## 2.12 全体の流れ

### 2.12.1 事業の管理・運営

- (1) 本事業では、JST が本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、「次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会」を設置します。

- (2) 委員会は、本公募事業の運営の他、採択、モニタリング、フォローアップ、評価等を実施します。

### 2.12.2 事業全体の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

(1) 申請 (締切: A 日程 7 月 15 日 (木) 正午、B 日程 9 月 30 日 (木) 正午 (電子メールにより申請))

- ・事業統括は申請書を作成し、「[jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp)」宛てに、電子メールにより提出していただきます。



(2) 審査 (ヒアリング審査は A 日程 7 月中旬～下旬頃、B 日程 10 月上旬～下旬頃)

- ・次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。
- ・申請数が多い場合、書類審査により、ヒアリング審査対象者を決定する場合があります。
- ・ヒアリング審査では、事業統括から説明いただきます。



(3) 採択 (A 日程 8 月以降、B 日程 10 月下旬以降)

- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・JST は事業統括に採否を通知します。  
※共同申請の場合は主幹事業統括に通知します。
- ・JST のウェブサイトにて各大学の機関名、各事業統括の氏名、役職等を掲載します。



(4) 学生の選抜を踏まえた計画書の作成

- ・事業統括を中心に学生の選抜を実施していただきます。
- ・事業統括に、学生の選抜結果を踏まえた計画書を作成いただきます。



(5) 交付 (支援開始は A 日程 9 月頃、B 日程 11 月頃)

- ・大学から提出された交付申請書及び計画書に基づき、JST より大学へ交付決定通知書を発出します。

- ・ JST より大学へ支払いを行います。

※本事業による助成金の交付については、別途定める本事業の助成金交付要綱に基づいて行います。



#### (6) 博士後期課程学生支援プロジェクトの実施

- ・ 事業統括のもと博士後期課程学生支援プロジェクトを推進します。
- ・ 年度ごとに博士後期課程学生支援プロジェクトの計画書及び報告書を提出いただきます。
- ・ 委員会は、博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況についてモニタリングを行い、研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況について確認します。JST はモニタリングの結果のフィードバックを行います。
- ・ 委員会による進捗確認（進捗報告会、サイトビジット、報告書等）も適宜受けます。



#### (8) 終了

- ・ 定められた期日までに、事業統括は完了報告書を JST に提出し、機関の担当者は交付関連の各報告書を JST に提出します。
- ・ JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

## 2.13 選考方法

### 2.13.1 選考の流れ

「2.12.2 事業全体の流れ」を参照ください。

### 2.13.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 申請者等と親族関係にある者。

- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## (2) 事業統括の利益相反マネジメント

事業統括は、博士後期課程学生支援プロジェクトの構想に基づき公平に学生を選抜すること。例えば、事業統括の所属研究科の学生を優遇しているように見受けられるプロジェクトの提案等については、当該構想の妥当性、合理性等の観点から委員会にて審議します。

## 2.14 審査の観点

審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

### (1) 事業統括の資質能力

- ・事業統括は、本事業の趣旨を正確に踏まえた上で、我が国が将来重点的に対応すべき課題（新規研究分野の開拓や社会課題解決への貢献等）の解決に向けた戦略の実現に向け、若手研究者としての博士後期課程学生の育成像、大学院教育改革の推進等に関する明確なビジョンを有しているか。
- ・事業統括は、本事業の趣旨を正確に踏まえた上で、既存の大学組織・分野の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜を行い、挑戦的・融合的な研究を推進する知見と実行力を備えているか。また、国際競争力のある卓越した海外機関との連携・交流実績等の国際的素養を備えているか。
- ・事業統括が、既存の大学組織・分野の枠組みを越えて挑戦的・融合的な研究課題の探索とこれを担う若手研究者の育成を一体的に推進するために必要な事業統括の運営チームが学内に構築されているか。(URA や技術職員、その他の教職員、産業界からの外部有識者等)

- ・事業統括及び事業統括の運営チームは、博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供に際して活用できるような、国内外の産業界を含めた外部の組織・機関等とのネットワークを有しているか。

(2) 博士後期課程学生の選抜計画・方法

- ・大学の研究科や専攻など既存の枠組みや学問分野にとらわれることなく、将来性のある優秀な博士後期課程学生を横断的に選抜できる手法が設定されているか。(ただし、既存組織に定員を割り振る等は不可。)

※ 事後的なフォローアップを踏まえた点検・見直し、最終的な学内の博士号審査システムへのフィードバックの在り方なども含む。

- ・新規研究分野の開拓や社会課題解決への貢献等の端緒となる挑戦的・融合的な研究を生み出す学生を選抜できる手法が設定されているか。
- ・事業統括から申請された博士後期課程学生の選抜体制が、学外の有識者の参画も得た上で、大学の研究科や専攻など既存の枠組みや学問分野にとらわれることなく、独立した透明な選抜を確保する体制となっているか。
- ・事業統括から申請された学生数が、真に優秀な学生の選抜を行うものと認められる人数規模となっているか。また、博士後期課程学生支援プロジェクトの内容や各大学の在籍者数、学生の属性等に照らし、安定・継続して研究環境の確保や必要な支援の提供を実施できる適切な人数規模となっているか。

(3) 博士後期課程学生へ提供する研究環境・支援の内容

- ・事業統括の所属大学において、これまでに、博士後期課程学生支援のためのどのような取組が実施され、それがどのような実績及び評価へと至っているか。
- ・博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて提供される研究環境は、支援対象となる博士後期課程学生が他の雑務等に追われることなく自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念できる環境が確保され、URA や技術職員の配置等、これをバックアップできる工夫・取組が組み込まれているか。
- ・博士後期課程学生支援プロジェクトの内容が、どのような社会構造の変化を踏まえてどのような分野の博士人材育成を強化していくのかに関する所属大学等の理念や方針と実現可能な形で整合的に構成されており、組織としての独自性・戦略性等が十分に反映されたものとなっているか。

- ・博士後期課程学生支援プロジェクトを通じて行われる若手研究者としての博士後期課程学生への環境整備やキャリアパス支援の内容や構想が、将来的に我が国における科学技術の発展やイノベーション創出への適切な還元が期待されるものとなっているか。
- ・博士後期課程学生支援プロジェクト中のキャリア開発・育成コンテンツについて、支援対象学生の博士課程修了後の多様なキャリアパス確保に資するような充実した内容が確保されており、かつ、安定的・継続的に実現可能なものとなっているか。(特に、下記の内容について確認)
  - ①海外大学への派遣機会の提供(派遣先、派遣期間、派遣規模等)
  - ②産学連携によるインターンシップ機会の提供(インターンシップの内容、期間、待遇条件等)
  - ③トランスファラブルスキルの習得に関する各種支援
  - ④学内外の若手向けポストの確保・整備
- ・その他、卓越した研究者等からなるメンター群からのサポートや授業料減免等、独自の博士後期課程学生支援に関する取組の充実が図られているか。

### 2.15 各大学の協力事項

各大学からは可能な範囲で以下の現時点で想定しているイベント等への協力を求めます。なお、事業実施上で有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もあります。

- (1) 博士後期課程学生交流会への参加
  - ・本事業に参加した博士後期課程学生が大学横断的に交流を行う交流会の開催を予定しています。他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図ります。
  - ・1回あたりの規模は数十名程度、1泊2日程度、各学生は参加期間で1回程度の参加を想定しています。
- (2) 運営チームメンバー交流会への参加
  - ・各大学のキャリア開発・育成コンテンツの企画・実施を担当するURA等の運営チームメンバーの交流会の開催を予定しています。
  - ・各大学の支援メンバーは、自大学における取組を紹介し、グッドプラクティスの共有を図ります。また、大学横断的なネットワーク作りを図ります。
- (3) 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツの情報収集
  - ・各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツに関する先導的な取組について情報収集します。
  - ・収集した情報はJSTのホームページ等で普及・展開し、各大学においてグッドプラクティス的に活用いただくことを想定しています。

- ・また、各大学は企業研究者や採用担当者等のレクチャー等をオンラインにより他大学の学生も視聴できるようにすることで学生と企業のマッチングの機会を広げる等、大学間の相互協力を図ります。

(4) 学生へのモニタリング調査

- ・JST では、各博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況等に関し、支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JST の担当部署への支援学生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。各大学は学生にその旨を周知するとともに、学生に連絡可能なメールアドレスを JST に登録してください。

(5) 育成効果の評価及び追跡調査

- ・キャリア開発・育成コンテンツによる育成効果の評価は、本事業に参加した学生の能力向上を実証するのに有益です。このため、可能な範囲で育成効果の評価に取り組んでください。また、修了生については、その後のキャリアについて 10 年以上、追跡調査を行ってください。
- ・これらの育成効果の評価結果及び追跡調査の結果については、JST に情報提供してください。JST において、各大学における結果を取りまとめ、統計データとして発信する予定です。

## 第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について

### 3.1 事業計画の作成、交付申請

採択後、事業統括は助成金の交付申請書と令和 3 年度以降の全体を通じた計画書を作成し、事業統括の所属大学から JST に対して交付申請を行います。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。

※ 計画書で定める体制および予算は、委員会によるマネジメント、評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、計画期間の途中で見直されることがあります。

### 3.2 交付

交付申請を受け、JST は交付決定通知書を発出します。共同申請の場合は、JST は共同申請を行う各大学へ交付決定通知書を発出します。

### 3.3 経理

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存してください。

### 3.4 研究奨励費等及び事業統括配分経費

JST は交付決定通知書に基づき、研究奨励費等及び事業統括配分経費（直接経費）を、博士後期課程学生支援プロジェクト実施のための費用として事業統括の所属大学に支払います。なお、本事業は、挑戦的・融合的な研究に取り組む博士後期課程学生への経済的支援やキャリア開発・育成支援を主たる目的としていることから、間接的経費は措置されません。

また、大学は、キャリア開発・育成コンテンツの充実等のため独自に支出する費用を申告します。

- ・研究奨励費等及び事業統括配分経費（JST が交付決定通知書に基づき支出）：

博士後期課程学生支援プロジェクトを実施するための費用。

- ※ 生活費相当額及び研究費に対し、研究奨励費等として、助成率 4 分の 3 の支援を行います。博士後期課程学生 1 人あたりの支給額は、290 万円／年を基準（上限額）とし、助成額は最大で約 220 万円／年となります（助成率等は、本事業の取組状況等に応じて、今後、見直す可能性があります）。

- ※ このほか、各大学に対して、事業統括配分経費を支給します。事業統括配分経費は、事業統括の独立したイニシアティブによる配分経費として別途措置するものであり、支給対象となる学生数に応じて、1 学生当たり最大で約 70 万円／年に相当する額の合計額を支給します。事業統括は事業統括配分経費の配分方法等を通じて、自身が選抜した博士後期課程学生に対し、本事業の目的に沿い最大限の効果が得られるよう、個別の支援内容の調整を行うことが可能です。
- ※ 学部・研究室等によって研究に要する経費に幅があること等を踏まえ、大学の追加支出により支給額が 290 万円／年を超えることも可能とします。
- ※ 1 人の博士後期課程学生への支給額は、220 万円／年を下回らない（うち生活費相当額は 180 万円以上／年を確保した上で、研究費も一定額を確保する）こととします。また、生活費相当額の上限は 240 万円／年を基準とします。
- ※ 研究奨励費等及び事業統括配分経費の配分は、あらかじめ事業統括が申請し採択された年間の計画に基づき行うこととし、年度後半に研究費の余剰が見込まれた場合にこれを振り替えて生活費相当額の増額支給を行うことなどはできません。
- ※ 事業統括配分経費を合算して、計画よりも支援対象人数を増やすことなどはできません。

#### ・大学の独自の取組

大学の独自の取組として、研究奨励費及び研究費の追加支給やキャリア開発・育成コンテンツの拡充、支援体制の整備等が図られることは重要であり、それらの内容は応募時の審査や実施時のモニタリング・評価に際しての重要な判断材料となります。

他方、本事業の充実等の名目で、大学等が本事業実施前から行ってきた奨学金等の取組が縮小されるような場合（実質的に、振り替わっていると認められる場合を含む）は、本事業の趣旨を損ねる事象として、改善勧告等を行うことがあります。

#### 3.4.1 研究奨励費等及び事業統括配分経費の使途

研究奨励費等及び事業統括配分経費は、博士後期課程学生支援プロジェクトの対象として選抜された学生に対して研究奨励費（生活費相当額）または研究費として支給される等の経費であり、以下の使途に支出することができます。

（なお、事業統括配分経費については、キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等に係る経費として活用し、当該コンテンツを通じたサービスや役務の形で学生への還元を行うとすることも可能とします（純粋な事務局経費等、学生への還元が見込まれないものは不可））

- a. 物品費：学生が研究に必要な設備（※）・備品・消耗品等を新たに購入するための経費

(※) 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム(以下「機器共用システム」といいます。)」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.8 共用促進について」をご参照ください。

b. 旅 費：学生本人の海外・国内出張(資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当)

※学生の短期留学のための旅費等やキャリア開発・育成コンテンツへの参加のための経費も計上可能です。

c. 研究奨励費・謝金：学生に支給する研究奨励費(生活費相当額)、学生の研究開発への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金等の支払いのための経費

※事業統括の人件費・謝金は支出できません。

d. その他：上記のほか学生が自身の研究課題を実施するための経費(具体例として、印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費(切手、電話等)、運搬費、専用施設の借料、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用)等)

#### 3.4.2 直接経費として支出できない経費の例

- ・目的に合致しないもの
- ・精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)

(※) JST では、助成金取扱要領や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の事業ウェブサイト在今后掲載予定です。

<https://www.jst.go.jp/jisedai/>

### 3.4.3 間接的経費

本事業では、間接的経費は措置されません。

### 3.5 評価

- ・ JST は大学における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況について、個別の学生に対する JST からの直接の意見聴取をはじめ、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行い、個々の学生による研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況等について確認します。確認の結果、研究やキャリア開発・育成コンテンツが申請内容と異なる等、改善が必要と判断される場合は改善勧告を発出します。又、改善勧告後も改善が見られない場合は、事業期間中であっても、活動経費の減額や博士後期課程学生支援プロジェクトの中止・中断などの措置をとることがあります。
- ・ JST は、事業終了年度に事後評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、追跡調査を実施します。
- ・ 上記のほか、JST は、本事業に参画する各大学の取組及び成果の状況について、EBPM 及び説明責任の観点から関連のデータの把握を行い、これを大学名等とあわせて適宜公表します。

### 3.6 事業統括の責務等

(1) 研究奨励費等及び事業統括配分経費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に事業予算を執行する責務があります。

a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. 研究費について、国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

#### (2)事業統括

本プログラムにおける各博士後期課程学生支援プロジェクトの全体の責任者は、各大学の事業

統括が務めます（共同申請においては、プロジェクト全体の責任者は主幹事業統括が務めます）。各大学における学生の選抜及び博士後期課程学生支援プロジェクト、キャリア開発・育成コンテンツの運営について、全ての責任を負います。

#### 3.7 大学等の責務等

博士後期課程学生支援プロジェクトに参画・協力する大学等は、博士後期課程学生による研究を実施する上で、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない大学等における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての大学等（参画機関）から事前承諾を確実に得てください。

また、大学等は、本事業の趣旨を踏まえ、助成金の支給に関して、学内規程を整備してください。当該学内規程においては、不正行為対応ガイドライン等に鑑み、研究活動に関して研究不正の防止、不正疑義発生時の対応を含め、支給学生となる学生が果たすべき義務を記載するとともに、その義務の履修状況に対する大学の確認方法等も当該学内規程に盛り込んでください。

- a. 大学等は、JST が提示する助成金取扱要領等を遵守しなければなりません。遵守できない場合、もしくは当該大学での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該大学における研究実施は認められません。
- b. 大学等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.12（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

- c. 大学等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、大学等の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、大学等は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.13（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

- d. 大学等は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 大学等は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、各機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 大学等は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が大学等に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- g. 大学等は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 大学等は、事務管理体制に係る調査等により JST が指定する場合は、助成金の支払い方法の変更や助成金の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、助成金取扱要領の特約事項に従って、期間中の交付中止や助成金縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、助成金の増減や交付期間の変更、プロジェクト中止等の措置を行う場合があるほか、プロジェクトの継続が適切でないと JST が判断する場合には、期間中であっても、交付中止等の措置を行うことがあります。大学等は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 大学等が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該大学等が交付決定通知書を受理するに当たっては、大学等の責任において助成金の支払いまでに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、助成金の支払い後に必要な手続きの不履行が判明した場合、交付中止、助成金の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ大学等に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。大学等は対象

者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、助成金の全部又は一部の執行停止を大学等に指示します。指示にしたがって助成金の執行を停止するほか、指示があるまで、助成金の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との助成金取扱要領に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 助成金の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、事業期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

## 第 4 章 応募に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

事業統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、申請様式の該当箇所にて、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、申請様式の該当箇所にて、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、申請様式の該当箇所にて、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

#### ■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 科学技術イノベーション人材育成部

創発的研究若手挑戦事業推進室

E-mail : jisedai-application@jst.go.jp

※メール本文に公募名、事業統括名、博士後期課程学生支援プロジェクト名を記載してください。

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております（支援対象となる博士後期課程学生を含む。円滑な受講・修了のため、学内公募時の応募要件や採用条件に加えるなどの対応も検討してください）。このため、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます）。

#### 4.2 不正使用及び不正受給への対応

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

##### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

###### ( i ) 助成金の使用の一時停止等の措置

不正使用等が認められた博士後期課程学生支援プロジェクトについて、助成金の使用の一時停止を行い、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の交付を実施しないことがあります。

###### ( ii ) 申請及び参加<sup>\*1</sup> 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*2</sup> に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正

等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 4.3 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等<sup>\*</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2021 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2020 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> （競争的資金制度）

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

## 4.4 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、博士後期課程学生支援プロジェクトを実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、助成金の配分の停止や、助成金の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.5 間接的経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

本事業では、間接的経費は措置されません。

#### 4.6 繰越について

事業の進捗に伴い、事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 4.7 費目間流用について

研究奨励費等と研究費の間での流用はできません。研究費については、本制度の目的に合致することを前提に、JSTの承認を経ずに、研究費の総額の50%以内費目間流用が可能です。

#### 4.8 共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進

してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」  
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 競争的資金における使用ルール等の統一について  
(平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouuruuru.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruuru.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

#### 4.9 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規

制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_ji\\_shukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf)

#### 4.10 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJSP+数字 4 桁」です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSPxxxx.

【和文】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSPxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.11 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.12 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の助成金の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、交付決定通知発出日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2021年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### 4.13 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)<sup>※1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の助成金の交付に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、交付決定通知書発出日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、令和3年度版の研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2021年4月以降、別途の機会で令和3年度版の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

なお、次年度以降も当該研究活動を行っている間は、毎年度9月30日までに当該年度の研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

### （3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

#### （i）助成金の使用の一時停止等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、助成金の使用の一時停止等を行い、助成金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の交付についても実施しないことがあります。

#### （ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性	2～3年	

筆者又はこれらの者と同等の責任を負う と認定された者)	が高いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### 4.14 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

採択後、助成契約の締結手続きの中で、事業統括は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書

を提出することが必要です。

**【ウェブサイト】** ※最新の情報を掲載していますので、あわせてご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/jisedai/>

**【問い合わせ先】** ※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません。

国立研究開発法人科学技術振興機構

科学技術イノベーション人材育成部

創発的研究若手挑戦事業推進室

E-mail : [jisedai-application@jst.go.jp](mailto:jisedai-application@jst.go.jp) [募集専用]